

平成30年度自己点検表

【 指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護 】

記入年月日	平成 年 月 日
事業所名	
指定サービス 指定有効期限	指定訪問入浴介護 (指定有効期限:平成 年 月 日) 指定介護予防訪問入浴介護 (指定有効期限:平成 年 月 日)
介護保険事業所番号	3 5
記入者	(職名) (氏名)
連絡先電話番号	

<自己点検に当たっての留意事項>

- (1) 記入される時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、該当するものがなければ「非該当」の部分に○印をしてください。
- (2) 点検事項について、全てが満たされていない場合(一部は満たしているが、一部は満たしていないよう場合)は、「いいえ」に○印をしてください。
- (3) 該当のない項目については、チェック不要です。
- (4) 県の実地指導の際、事業所の方に当「自己点検表」により介護保険事業の実施状況を、確認させていただきます。

- ◎ **提出期限** …… 平成30年7月31日(火)必着
- ◎ **提出先等** …… 管轄の健康福祉センター保健福祉・総務室に1部提出すること
- ◎ **その他** …… 可能な限り、両面コピー(長辺とじ)により提出すること

(注)根拠法令の表記については、以下のとおり略しています。

法	→ 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
施行令	→ 介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)
施行規則	→ 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
居基	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
居解	→ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
居費	→ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
居留	→ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
予基	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
予解	→ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
予費	→ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
予留	→ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号:別紙1)
条例35	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年07月10日 条例第35号)
規則82	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年09月28日 規則第82号)
条例36	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年07月10日 条例第36号)
規則83	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年09月28日 規則第83号)

第1 人員基準

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 一体的な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス、介護予防サービスの指定を併せて受け、同一の事業所で、一体的に運営されているか。 <input type="checkbox"/> 利用者数(居宅: 人、予防: 人) ※記入日の前月末時点 	はい・いいえ	条例35第16条第3項(居基第45条第3項) 条例36第16条第3項(予基第47条第3項)
2 従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員の員数は、1以上、介護職員の員数は、2以上となっているか。 <input type="checkbox"/> 資格者証を確認し、整理しておくこと。 <input type="checkbox"/> 看護職員の員数(人)、介護職員の員数(人) 	はい・いいえ	条例35第16条、規則82第35条(居基第45条) 条例36第16条、規則83第36条(予基第47条)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤か。 	はい・いいえ	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問入浴介護従業者の他の事業との兼務は、適切か。 * 兼務状況() <input type="checkbox"/> 同一法人で他の居宅サービス等を行っている場合については、必ず兼務の有無及びその可否を確認のこと。(看護職員の兼務不可の例) <input type="checkbox"/> 指定基準に余裕がない場合の通所介護の看護職員 <input type="checkbox"/> 介護職員及び特養の介護職員 <input type="checkbox"/> 訪問介護におけるサービス提供責任者 	はい・いいえ ・非該当	
3 管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤の管理者を配置しているか。 	はい・いいえ	条例35第18条【準用第6条】(居基第46条) 条例36第16条の2(予基第48条) 居解第三の二の1の(2) 予解第四の一
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兼務は適切か。 <input type="checkbox"/> 指定(介護予防)訪問入浴介護事業所の管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。 * 兼務状況() 	はい・いいえ ・非該当	

第2 設備基準

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 設備に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用申込みの受付、相談等の事業の運営を行うための必要な広さの区画を有しているか。(面積要件なし) 	はい・いいえ	条例35第17条(居基第47条) 条例36第17条(予基第49条) 居解第三の二の2の(2)、予解第四の一
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用の事務室又は区画については、指定(介護予防)訪問入浴介護に必要な浴槽、車両等の設備及び備品等を確保しているか。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。 	はい・いいえ	条例35第17条(居基第47条) 条例36第17条(予基第49条)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浴槽は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものであるか。 	はい・いいえ	居解第三の二の2の(3) 予解第四の一
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両は、浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたものであるか。 	はい・いいえ	

第3 運営基準

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用者又は家族に重要事項を記した書面の交付等をして説明を行い、提供の開始について同意を得ているか。 ※重要事項説明書に盛り込むべき内容 ①運営規程の概要 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務の内容 <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間 <input type="checkbox"/> 内容及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/> サービスの利用に当たっての留意事項 <input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法 ②その他の重要事項 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 従業者の勤務の体制 <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応 <input type="checkbox"/> 苦情処理の体制 	<p>はい・いいえ</p> <p>全てが盛り込まれていなくても可</p>	<p>条例35第18条【準用第8条】 (居基第54条(準用第8条))</p> <p>条例36第18条 (予基第49条の2)</p> <p>居解第三の二の3の(6)準用(第三の一の3の(1)) 予解第四の一</p> <p>①説明状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 全員に説明済み <input type="checkbox"/> 一部に未終了(未終了者 人) <input type="checkbox"/> 説明未済 <p>②同意状況(書面同意が望ましい)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 契約書による同意 <input type="checkbox"/> 重要事項説明書による同意 <input type="checkbox"/> 別途同意書による同意 <input type="checkbox"/> 口頭同意のみ <input type="checkbox"/> その他()
2 提供拒否の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 (特に要介護度や所得の多寡を理由に拒否していないか。) ※提供拒否の正当な理由 ①事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 	はい・いいえ	<p>条例35第18条【準用第9条】 (居基第54条(準用第9条))</p> <p>条例36第18条の2 (予基第49条の3)</p>
3 受給資格等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認しているか。 	はい・いいえ	<p>規則82第42条【準用第12条第1項】 (居基第54条(準用第11条第1項))</p> <p>規則83第39条の6第1項 (予基第49条の5第1項)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供を行うに際し、その意見を考慮しているか。 	はい・いいえ ・非該当	<p>規則82第42条【準用第12条第2項】 (居基第54条(準用第11条第2項))</p> <p>規則83第39条の6第2項 (予基第49条の5第2項)</p>
4 要介護認定等の申請に係る援助	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護(要支援)認定を受けていない利用者に対しては、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 	はい・いいえ	<p>規則82第42条【準用第13条第1項】 (居基第54条(準用第12条第1項))</p> <p>規則83第39条の7 (予基第49条の6第1項)</p>

4 要介護認定等の申請に係る援助(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときには、要介護(要支援)認定等の有効期間が終了する30日前には、更新申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 	はい・いいえ	規則82第42条【準用第13条第2項】(居基第54条(準用第12条第2項)) 規則83第39条の7 (予基第49条の6第2項)
5 心身の状況等の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護(介護予防)支援事業者等が開催するサービス担当者会議等により、利用者の心身の状況、病歴、置かれている環境、他の保健医療又は福祉サービスの利用状況の把握に努めているか。 	はい・いいえ	規則82第42条【準用第14条】(居基第54条(準用第13条)) 規則83第39条の8 (予基第49条の7)
6 居宅介護(介護予防)支援事業者等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ (介護予防)訪問介護の提供に当たっては、居宅介護(介護予防)支援事業者等との密接な連携に努めているか。 	はい・いいえ	規則82第42条【準用第15条第1項】(居基第54条(準用第14条第1項)) 規則83第39条の9 (予基第49条の8第1項)
7 身分を証する書類の携帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問入浴従業者に身分を証する書類を携帯させ、初回訪問時及び利用者等から求められたときは提示しているか。 □ この証書等には、事業所の名称、従業者の氏名を記載するものとし、従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 	はい・いいえ	規則82第42条【準用第19条】(居基第54条(準用第18条)) 規則83第39条の13 (予基第49条の12)
8 サービスの提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ (介護予防)訪問入浴介護を提供した際には、提供日及び内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しているか。 	はい・いいえ	規則82第42条【準用第20条第1項】(居基第54条(準用第19条第1項)) 規則83第39条の14第1項 (予基第49条の13第1項)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ (介護予防)訪問入浴介護を提供した際には、提供日及び具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録し、利用者から申し出があった場合には、書面の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供しているか。 	はい・いいえ	規則82第42条【準用第20条第2項】(居基第54条(準用第19条第2項)) 規則83第39条の14第2項 (予基第49条の13第2項)
9 利用料等の受領	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定代理受領サービスの場合は、利用者から介護報酬の1割又は2割相当額の支払を受けているか。(利用者の負担割合は「介護保険負担割合証」で確認。) * 割引の有無 (有・無) 	はい・いいえ	規則82第39条第1項(居基第48条第1項) 規則83第40条第1項(予基第50条第1項) 居解第三の二の3の(1)①
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定代理受領サービスとそうでないサービスの場合の利用料の額に不合理な差額を設けていないか。(全額自費負担の場合等) 	はい・いいえ ・非該当	規則82第39条第2項(居基第48条第2項) 規則83第40条第2項(予基第50条第2項)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定代理受領サービスに係る支払い以外で、下記の費用以外の費用の支払いを受けていないか。 □ 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合に利用者から徴収することができる交通費等運営規程に定めたもの。 □ 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用 	はい・いいえ ・非該当	規則82第39条第3項(居基第48条第3項) 規則83第40条第3項(予基第50条第3項)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者等にサービスの内容や費用について説明し、同意を得ているか。 	はい・いいえ ・非該当	規則82第39条第4項(居基第48条第4項) 規則83第40条第4項(予基第50条第4項)

9 利用料等の受領 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> また、上記費用の額が個別・具体的に重要事項説明書等に記載されているか。 	はい・いいえ ・非該当	条例35第18条【準用第8条】 (居基第54条(準用第8条)) 条例36第18条 (予基第49条の2)
	<ul style="list-style-type: none"> サービスを提供した費用の支払いを受けた際、利用者等に領収証を交付しているか。 	はい・いいえ	法第41条8項 法第53条7項(準用第41条8項)
	<ul style="list-style-type: none"> 上記の領収証には、保険給付による額とその他の費用による額を区分して記載しているか。(その他の費用についてはそれぞれ個別の費用毎に区分されていることが必要) 	はい・いいえ	居施行規則第65条 予施行規則第85条(準用第65条)
10 保険給付の請求のための証明書の交付	<ul style="list-style-type: none"> 法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)訪問入浴介護に係る費用の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付しているか。 	はい・いいえ ・非該当	規則82第42条【準用第22条】 (居基第54条(準用第21条)) 規則83第39条の10 (予基第50条の2)
11 (介護予防)訪問入浴介護の基本取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> 要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は予防(介護予防)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 	はい・いいえ	規則82第40条第1項(居基第49条第1項) 規則82第41条第1項(予基第56条第1項)
	<ul style="list-style-type: none"> サービスの質の自己評価を行い、常にその改善を図っているか。 * サービス自己評価の方法() 	はい・いいえ	規則82第40条第2項 (居基第49条2項(法73条1項)) 規則83第41条第2項 予基第56条第2項(法115条の3第1項)
12 (介護予防)訪問入浴介護の具体的取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等(入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含む)について、理解しやすいように説明を行っているか。 	はい・いいえ	規則82第41条第2項(居基第50条第2号) 規則83第42条第2項(予基第57条第2号)
	<ul style="list-style-type: none"> (介護予防)訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行っているか。 	はい・いいえ	規則82第41条第3項(居基第50条第3号) 規則83第42条第3項(予基第57条第3号)
	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清拭」又は「部分浴(洗髪、陰部、足部等)」を実施するなど、適切なサービス提供に努めているか。 	はい・いいえ	居解第三の二の3の(2)の① 予解第四の三の2の(1)の③
	<ul style="list-style-type: none"> 訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし(介護予防訪問入浴介護は、看護職員1人及び介護職員1人)、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者としているか。 <input type="checkbox"/> 「サービスの提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮すること。 	はい・いいえ	規則82第41条第4項(居基第50条第4号) 規則83第42条第4項(予基第57条第4号)

12 (介護予防)訪問入浴介護の具体的取扱方針 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められ、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を確認した上でやっているか。 <input type="checkbox"/> 「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て、当該事業者が利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認し、記録しておくこと。 	はい・いいえ	規則82第41条第4項(居基第50条第4号) 規則83第42条第4項(予基第57条第4号)
	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行っているか。また保管に当たっても、清潔保持に留意しているか。 	はい・いいえ	居解第三の二の3の(2)の④のイ 予解第四の三の2の(1)の⑥のイ
	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか、個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用しているか。 	はい・いいえ	居解第三の二の3の(2)の④のロ 予解第四の三の2の(1)の⑥のロ
	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒方法等についてマニュアルを作成するなど当該従事者に周知させているか。 * マニュアルの有無 (有・無) 	はい・いいえ	居解第三の二の3の(2)の④のハ 予解第四の三の2の(1)の⑥のハ
13 緊急時等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴介護従業者は、現に指定(介護予防)訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 * 対応マニュアルの有無 (有・無) * 協力医療機関 () <input type="checkbox"/> 協力医療機関は、通常の事業の実施地域内にあることが望ましい。 <input type="checkbox"/> 協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 	はい・いいえ	条例35第18条【準用第13条】 (居基第51条) 条例36第18条の6 (予基第51条)
14 管理者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 	はい・いいえ	規則82第36条(居基第52条) 規則82第37条(予基第52条)
15 運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務の内容 <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間 <input type="checkbox"/> サービスの内容及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/> サービスの利用に当たっての留意事項 <input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項 	はい・いいえ	規則82第37条(居基第53条) 規則82第38条(予基第53条)
16 勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従・兼務の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 	はい・いいえ	規則82第42条【準用第5条第1項】 (居基第54条(準用第30条第1項)) 規則83第37条の2 (予基第53条の2第1項) 居解第三の二の3の(6)準用(第三の一の3の(19)の①)、予解第四の一

16 勤務体制の確保等 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の労働時間を適正に把握するため、職員の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し記録しているか。 <ul style="list-style-type: none"> * 確認及び記録の方法 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 使用者自ら現認し記録 <input type="checkbox"/> タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録により確認し記録 <input type="checkbox"/> 自己申告による記録 <ul style="list-style-type: none"> → 実際の労働時間と合致しているかの実態調査 (有・無) 調査頻度:年 回 確認方法: 	はい・いいえ	労働基準法 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(平成29.1.20厚生労働省策定)
17 研修機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。 	はい・いいえ	規則82第42条【準用第5条第3項】 (居基第54条(準用第30条第3項)) 規則83第37条の2 (予基第53条の2第3項)
18 衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っているか。従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。 <ul style="list-style-type: none"> * 確認例 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 年1回は健康診断を実施(全員 ・ 一部 ・ 無) <input type="checkbox"/> 感染対策マニュアルの作成 <input type="checkbox"/> 感染予防に関する研修の実施 <input type="checkbox"/> 手指洗浄設備の設置 <input type="checkbox"/> 設備の清掃、保管、消毒の状況 	はい・いいえ	条例35第18条【準用第10条】 (居基第54条(準用第31条第1項)) 条例36第18条の3 (予基第53条の3) 居解第三の二の3の(6)準用(第三の一の3の(20)) 予解第四の一
19 掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他利用申込者の選択に資すると認められる事項を掲示しているか。 	はい・いいえ	規則82第42条【準用第29条】 (居基第54条(準用第32条)) 規則83第43条の2 (予基第53条の4)
20 秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。 <ul style="list-style-type: none"> * 措置の内容() * 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスを確認しているか (有・無) ・ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。また、利用目的を特定して了承を得ているか。 <ul style="list-style-type: none"> * 同意文書の有無 (有・無) ※重要事項説明書等により包括同意がとれていれば可 * 本人の同意 (有・無) ※本人の個人情報を用いる場合 * 家族の同意 (有・無) ※家族の個人情報を用いる場合 * 利用目的の特定 (有・無) 	はい・いいえ	条例35第18条【準用第11条第2項】 (居基第54条(準用第33条第2項)) 条例36第18条の4 (予基第53条の5第1,2項) 規則82第42条【準用第30条】 (居基第54条(準用第33条第3項)) 規則83第39条の2 (予基第53条の5第3項)

21 広告	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所についての広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。 	はい・いいえ ・非該当	規則82第42条【準用第31条】 (居基第54条(準用第34条)) 規則83第43条の4 (予基第53条の6)
22 居宅介護(介護予防)支援事業者に対する利益提供の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護(介護予防)支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 	はい・いいえ	規則82第42条【準用第32条】 (居基第54条(準用第35条)) 規則83第43条の5 (予基第53条の7)
23 苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者またはその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。 * 苦情相談窓口の設置 (有 ・ 無) * 苦情相談窓口担当者 () ・相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用者またはその家族に知らせるとともに、事業所に掲示しているか。 <input type="checkbox"/> 連絡先:①事業所窓口、②市町、③国保連 ・苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録しているか。 ※市町又は国保連から求めがあれば、改善状況を報告する必要がある。 ・苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っているか。 	はい・いいえ はい・いいえ ・非該当 はい・いいえ ・非該当	条例35第18条【準用第12条第1項】 (居基第54条(準用第36条第1項)) 条例36第18条の5 (予基第53条の8第1項) 居解第三の二の3の(6)準用(第三の一の3の(23)の①) 予解第四の一 条例35第18条【準用第12条第2項】 (居基第54条(準用第36条第2項)) 条例36第18条の5 (予基第53条の8第2項) 居解第三の二の3の(6)準用(第三の一の3の(23)の②)、予解第四の一
24 事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・指定(介護予防)訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合、速やかに市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 * 事故対応マニュアルの作成 (有 ・ 無) ・事故の状況及び処置について記録しているか。 ・賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っているか。 * 損害賠償保険への加入 (有 ・ 無) * 保険会社名 () ・事故が生じた際には、再発生を防ぐための対策を講じているか。 	はい・いいえ ・非該当 はい・いいえ ・非該当 はい・いいえ ・非該当 はい・いいえ ・非該当	条例35第18条【準用第14条第1項】 (居基第54条(準用第37条第1項)) 条例36第18条の7 (予基第53条の10第1項) 条例35第18条【準用第14条第2項】 (居基第54条(準用第37条第2項)) 条例36第18条の7 (予基第53条の10第2項) 規則82第42条【準用第10条】 (居基第54条(準用第37条第3項)) 規則83第39条の4 (予基第53条の10第3項) 居解第三の二の3の(6)準用(第三の一の3の(25)の③)、予解第四の一

25 会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定(介護予防)訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。 <ul style="list-style-type: none"> 具体的方法は「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計の取扱について」を参照 	はい・いいえ	規則82第42条【準用第34条】 (居基第54条(準用第38条)) 規則83第43条の7 (予基第53条の11) 平成13年3月28日老振発第18号 平成24年3月29日老高発0329第1号
26 記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。 	はい・いいえ	規則82第38条第1項(居基第53条の2第1項) 規則83第39条第1項(予基第54条第1項)
	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。(介護給付費請求書等の保管期限は5年) <ul style="list-style-type: none"> 提供した具体的なサービスの内容等の個人別記録 市町への通知に係る記録 苦情の内容等の記録 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	はい・いいえ	規則82第38条第2項 (居基第54条(準用第39条2項)) 規則83第39条第2項 (予基第54条の第2項) ※市町への通知 (居基:第26条・予基:第23条に規定する通知をいう。)

第4 変更の届出等

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 変更の届出等	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に県へ届け出ているか。 <ul style="list-style-type: none"> 事業所の名称及び所在地 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る) 事業所の平面図 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 運営規程 ※ 運営規程のうち、「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更の場合は都度の届出は要しない。4月1日時点の従業者の員数が、前年4月1日の従業者の配置状況と比較して増減があり、「管理者」の変更でない場合に、4月1日の配置状況を4月末までに届け出れば可。 指定居宅サービス等基準第51条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 当該申請に係る事業に係る居宅介護(介護予防)サービス費の請求に関する事項 役員の氏名、生年月日及び住所 	はい・いいえ	法第75条 法第115条の5 施行規則第131条2号 施行規則140条の22第2号
	<ul style="list-style-type: none"> 介護報酬算定に係る加算体制の追加をしようとする場合は、変更しようとする月の前月15日までに提出しているか。 	はい・いいえ	

第5 介護給付費の算定

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令									
1 基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> 費用の額は、介護報酬の告示上の額が算定されているか。 	はい・いいえ	居費一、二、三 予費一、二、三									
	<ul style="list-style-type: none"> 費用の額は、事業所が所在する地域区分及び1単位の単価×「介護給付費単位数表に定める単位数」の金額となっているか。 <p>【山口県地域区分・1単位の単価】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>地域</th> <th>1単位の単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>七級地</td> <td>周南市</td> <td>10.21円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>周南市以外の地域</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 地域は、平成30年4月1日において当該地域にかかる名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。</p>	地域区分		地域	1単位の単価	七級地	周南市	10.21円	その他	周南市以外の地域	10円	はい・いいえ
	地域区分	地域		1単位の単価								
七級地	周南市	10.21円										
その他	周南市以外の地域	10円										
<ul style="list-style-type: none"> 上記金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てて計算しているか。 	はい・いいえ											
2 介護給付費の割引の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 県に届出のないまま介護給付費の割引(利用者負担の割引)を行っていないか。 <p>* 割引の届出(有・無)※社会福祉法人等による利用者負担軽減ではない</p>	はい・いいえ	平12老企39									
3 身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合の算定	<ul style="list-style-type: none"> 入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、訪問入浴介護事業所の介護職員3人(介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員2人)が、指定(介護予防)訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。 	はい・いいえ ・非該当	居費別表の2の注2 予費別表の2の注2									
	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合については、(介護予防)訪問入浴介護の提供に当たる職員のうち、看護職員が含まれていても、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。 	はい・いいえ ・非該当	居留第二の3の(2) 予留第二の2の(2)									
4 清拭又は部分浴の場合の算定	<ul style="list-style-type: none"> 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 	はい・いいえ ・非該当	居費別表の2の注3 予費別表の2の注3									

5 同一建物等減算	<ul style="list-style-type: none"> 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対して訪問介護を行う場合は、当該建物に居住する利用者が1月当たり50人以上である場合を除き、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 <input type="checkbox"/> 「同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」 当該建物の一階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合、同一敷地内の別棟や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合等が該当。 	はい・いいえ ・非該当	居費別表の2の注4 居留第二の3の(4) 予費別表の2の注4 予留第二の2の(4)
	<ul style="list-style-type: none"> 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対して訪問介護を行う場合であって、当該建物に居住する利用者が1月当たり50人以上である場合のものについて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。 <input type="checkbox"/> 1月当たりの利用者数(人)、(人) <input type="checkbox"/> 「同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」 上記に同じ。 <input type="checkbox"/> 利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。 <input type="checkbox"/> 1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を当該月の日数で除して得た値。(少数点以下切り捨て。) <input type="checkbox"/> 訪問介護事業所と同一敷地内に複数の建物がある場合は、建物ごとの利用者数による。 	はい・いいえ ・非該当	
	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の範囲に所在する建物に居住する利用者に対して訪問介護を行う場合、当該建物に居住する利用者が1月当たり20人以上であるものについて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 <input type="checkbox"/> 建物名()、() <input type="checkbox"/> 1月当たりの利用者数(人)、(人) <input type="checkbox"/> 利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。 <input type="checkbox"/> 1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を当該月の日数で除して得た値。(少数点以下切り捨て。) <input type="checkbox"/> 同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数は合算しない。 	はい・いいえ ・非該当	

<p>6 特別地域訪問入浴介護加算 ※算定届出が必要</p>	<p>・事業所又はその一部として使用される事務所が加算該当地域に所在する場合に、その訪問介護員等が指定(介護予防)訪問入浴介護を行った場合は、1回につき(介護予防の場合には1月につき)所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> サテライト事業所のみが加算該当地域の場合は、当該サテライトのみ加算。</p> <p><input type="checkbox"/> 加算該当地域は「介護保険制度における山口県の中山間地域」(かいごへるぶやまぐちの指定等の手引きに掲載)参照。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の2の注5 予費別表の2の注5</p>
<p>7 中山間地域等小規模事業所加算 ※算定届出が必要</p>	<p>・事業所又はその一部として使用される事務所が加算該当地域に所在しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 加算該当地域は「介護保険制度における山口県の中山間地域」(かいごへるぶやまぐちの指定等の手引きに掲載)参照</p> <p><input type="checkbox"/> 6「特別地域訪問入浴介護加算」と同時に算定することはできない。</p> <p>・前年度実績(3月を除く)について、訪問入浴介護事業所については1月当たり延訪問回数が20回以下であること、介護予防訪問入浴介護事業所について1月当たり延訪問回数が5回以下であることを確認しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 前年度実績が6月に満たない事業所は、前3月の平均により届け出ること。(新規、再開事業所は4月目から届出可能となる。)</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の2の注6 予費別表の2の注6</p>
<p>8 中山間地域に居住する利用者へのサービス提供加算</p>	<p>・加算該当地域に居住する利用者に対して、事業所の運営規程に規定する通常の事業の実施地域を越えて、指定(介護予防)訪問入浴介護を行った場合には、1回につき(介護予防訪問入浴介護を行った場合には1月につき)所定の単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 加算該当地域は「介護保険制度における山口県の中山間地域」(かいごへるぶやまぐちの指定等の手引きに掲載)参照</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の2の注7 予費別表の2の注7</p>
	<p>・加算を算定した場合に、利用者から別途交通費の支払いを受けていないか。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居留第二の3の(6) 予留第二の2の(6)</p>
<p>9 サービス種類相互の算定関係</p>	<p>・利用者が次のサービスを受けている間に、訪問入浴介護費を算定していないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>居費別表の2の注8</p>
	<p>・利用者が次のサービスを受けている間に、介護予防訪問入浴介護費を算定していないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>予費別表の2の注8</p>

<p>10 サービス提供体制強化加算</p> <p>※算定届出が必要</p>	<p>・事業所の体制について加算が算定されなくなる状況が生じた場合には直ちにその旨を届出ているか。</p> <p>＊ サービス提供体制強化加算の算定状況 【 加算(I)イ ・ 加算(I)ロ 】</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の2のロ 予費別表の2のロ</p>
	<p>① 全ての従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を策定し、研修を実施しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 年度の途中で加算開始の届出をする場合は、届出を行うまでに計画を策定することで差し支えない。</p> <p><input type="checkbox"/> 各訪問介護員に応じた内容とし、画一的なものとならないこと。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>(参考) イ サービス提供体制強化加算(I)イ</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 当該指定(介護予防)訪問入浴介護事業所の全ての(介護予防)訪問入浴介護従業者に対し、(介護予防)訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。</p>
	<p>② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を概ね月に1回以上開催しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 全ての従業者が参加すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 会議の開催状況について、概要を記録すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>(2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定(介護予防)訪問入浴介護事業所における(介護予防)訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</p>
	<p>③ 利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を、その変化の動向を含め、記載しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者のADLや意欲の状況</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望</p> <p><input type="checkbox"/> 家族を含む環境</p> <p><input type="checkbox"/> 前回のサービス提供時の状況</p> <p><input type="checkbox"/> その他サービス提供に当たって必要な事項</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>(3) 当該指定(介護予防)訪問入浴介護事業所の全ての(介護予防)訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。</p>
	<p>④ 健康診断等については、全ての従業者が、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しているか。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>(4) 当該指定(介護予防)訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。</p>
	<p>⑤ 【サービス提供体制強化加算(I)イ の場合】</p> <p>介護職員のうち介護福祉士の割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修課程修了者、1級課程修了者の割合が100分の60以上か。</p> <p><input type="checkbox"/> 前年度又は前3月の実績の平均について、常勤換算方法により算出。</p> <p><input type="checkbox"/> 各月の前月の末日時点で該当する資格を得ていること(月途中は不可)。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	

<p>10 サービス提供体制強化加算 (続き) ※算定届出が必要</p>	<p>⑥【サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロの場合】 介護職員のうち介護福祉士の割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修課程修了者、1級課程修了者の割合が100分の50以上か。</p> <p><input type="checkbox"/> 前年度又は前3月の実績の平均について、常勤換算方法により算出。 <input type="checkbox"/> 各月の前月の末日時点で該当する資格を得ていること(月途中は不可)。</p> <p>・ サービス提供体制強化加算の基準を満たした上で、利用者に対し、指定(介護予防)訪問入浴介護を行った場合に、1回につき次の所定単位数を加算しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 36単位 基準: 上記 10-①～⑤に「はい」</p> <p><input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 24単位 基準: 上記 10-①～④、⑥に「はい」</p> <p>※ イとロを同時に算定することはできない。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合していること。 (2) 当該指定(介護予防)訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。</p>
<p>11 介護職員処遇改善加算 ※算定届出が必要</p>	<p>・ 次の基準に適合しているものとして知事に届け出た事業所が利用者に対して、サービス提供を行った場合に、算定しているか。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 当該指定事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画にかかる実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 (4) 当該指定事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の2のハ 予費別表の2のハ 居留第二の3の(8) 予留第二の2の(8)</p>

11 介護職員処遇改善加算(つづき)

※算定届出が必要

【厚生労働大臣が定める基準】(続き)

- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
 - (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成27年4月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
 - (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画にかかる研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
 - (3) 平成20年10月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。

ニ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)

イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、ハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)

イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

11 介護職員処遇改善加算(つづき) ※算定届出が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・上の基準に適合しているものとして知事に届け出た事業所が利用者に対して、サービス提供を行った場合に、下記の区分に応じて加算しているか。 <input type="checkbox"/> (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の58/1000に相当する単位数 <input type="checkbox"/> (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の42/1000に相当する単位数 <input type="checkbox"/> (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の23/1000に相当する単位数 <input type="checkbox"/> (4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の90/100に相当する単位数 <input type="checkbox"/> (5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の80/100に相当する単位数 	はい・いいえ ・非該当	居費別表の2のハ 予費別表の2のハ 居留第二の3の(8) 予留第二の2の(8)
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)・(Ⅳ)・(Ⅴ)のいずれかを算定している場合に、その他の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)・(Ⅳ)・(Ⅴ)を算定していないか。 		